

2020年度 介護職員処遇改善加算等の支給状況

【対象事業所】

下記拠点の加算対象事業所

- ・特別養護老人ホーム喜楽苑
- ・特別養護老人ホームいくの喜楽苑
- ・特別養護老人ホームあしや喜楽苑
- ・特別養護老人ホームけま喜楽苑
- ・特別養護老人ホーム KOBE 須磨きらくえん
- ・三田きらくえん地域ケアセンター

【処遇改善加算による賃金改善】

処遇改善加算Ⅰを取得し、介護職員に対して下記の支給をしている

- ・常勤職員
処遇改善手当 一時金として年2回支給
11月・月額 47,355円×6ヵ月分
5月・月額 42,163円×6ヵ月分
夜勤手当加算 3,000円×夜勤回数
年末年始手当 12/31～1/3に出勤した場合 1日 4,000円
- ・非常勤フルタイム・パート職員
時間給に 25円～165円を加算
勤務時間に応じて11月と5月に別途一時金
夜勤手当加算 3,000円×夜勤回数
年末年始手当 12/31～1/3に出勤した場合
非常勤フルタイム職員 1日 4,000円
パート職員 1出勤 2,000円

【特定処遇改善加算による賃金改善】

特定処遇改善加算Ⅰ及びⅡを取得し、下記の支給をしている

- ・経験・技能のある介護職員（介護福祉士を所持し、当法人での勤続年数が10年以上）
常勤職員 年収500万円未満の職員に対し500万円を超えない範囲で
一時金として年2回支給
11月・42,558円～164,000円
5月・23,954円～162,700円
非常勤フルタイム職員 時間給に75円を加算
勤務時間に応じて11月と5月に別途一時金
- ・上記以外の介護職員（年収440万円未満の職員に対して支給）
常勤職員 一時金として年2回支給
11月・74,800円
5月・72,000円
非常勤フルタイム・パート職員 時間給に75円を加算
勤務時間に応じて11月と5月に別途一時金
- ・介護職員以外の職種（年収440万円未満の職員に対して支給）
常勤職員 一時金として年2回支給
11月・35,600円
5月・31,650円
看護職員に対し、職種手当として毎月5,000円を加算
非常勤フルタイム・パート職員 時間給に10円～29円を加算
勤務時間に応じて11月と5月に別途一時金

※上記処遇改善加算及び特定処遇改善加算による賃金改善平均額

- 処遇改善加算 一人約 600,000円(フルタイム介護職員年額)
- 特定処遇改善加算 一人約 139,000円(フルタイム職員年額)